

ともに、未来を切拓く

第78回

定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2024年6月25日(火曜日)

午前10時(開場:午前9時)

開催場所

大阪市北区大深町3番60号
グランフロント大阪 北館タワーC
インターコンチネンタルホテル大阪
2階「HINOKI」

会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違のないようご注意ください。



インターネット等による
議決権行使の場合

行使期限 2024年6月24日(月曜日)
午後5時30分受付分まで



書面(郵送)による
議決権行使の場合

行使期限 2024年6月24日(月曜日)
午後5時30分到着分まで

決議事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)
7名選任の件

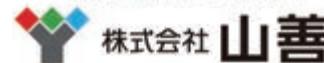
第2号議案 監査等委員である取締役
3名選任の件

目次

招集ご通知	1	連結計算書類	41
株主総会参考書類	5	計算書類	43
事業報告	19	監査報告	45

証券コード 8051

ともに、未来を切拓く



第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトのいずれかにアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.yamazen.co.jp/ir/stock/general-meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8051/teiji/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）に「山善」又はコードに当社証券コード「8051」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、後記の「議決権行使のご案内」（3頁から4頁）の記載に従い、**2024年6月24日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

記

-
1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時（開場：午前9時）
-
2. 場 所 大阪市北区大深町3番60号
グランフロント大阪 北館タワーC インターコンチネンタルホテル大阪 2階「HINOKI」
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。）
-
3. 目的事項 報告事項 1. 第78期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第78期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
-
4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) インターネット等により複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
-

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前述したインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- 本年の株主総会につきましては、書面交付請求をいただいた株主様も含め議決権を有する全ての株主様に、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制」「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」「会社の支配に関する基本方針」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

株主総会ご出席の株主様へのお土産の配付はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

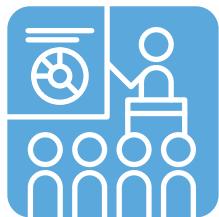
株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、当社は、株主様の混乱を避け、ご不便の無いようにといった観点から、書面交付請求の有無に関わらず、一律に従前どおり書面でお送りしております。なお、今後は制度の定着状況を見極めながら、ウェブサイト上でのご提供に移行する予定です。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権行使は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に出席する方法

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時
（開場／午前9時）



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁のご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分受付分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

The image shows a proxy voting form titled "議決権行使書" (Proxy Voting Form). It includes fields for the shareholder's name, address, and company name. A red box highlights a grid for voting on proposals. The grid has 4 rows and 2 columns. The first row is labeled "第1、第2号議案" (Proposals 1 and 2). The second row is labeled "賛" (Approve) and the third row is labeled "否" (Disapprove). The fourth row is labeled "一部候補者を否認する場合" (Disapprove some candidates) and includes a field for the candidate number.

こちらに議案に対する賛否をご記入ください。

第1、第2号議案

- 全員賛成の場合 ▶ 【賛】の欄に○印
- 全員否認する場合 ▶ 【否】の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ▶ 【賛】の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役 (監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。) 全員 (7名) の任期が満了いたします。つきましては、社外取締役2名を含む取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会は検討の結果、適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	性別	当社における地位及び担当	取締役在任年数 (本総会終結時)	2023年度における 取締役会出席回数
1	ながお ゆうじ 長尾 雄次	再任	男	取締役会長	10年	13回/13回 (100%)
2	きしだ こうじ 岸田 貢司	再任	男	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者 (CEO) 兼 営業本部長	6年	13回/13回 (100%)
3	ささき きみひさ 佐々木 公久	再任	男	代表取締役 副社長執行役員 国内営業管掌 兼 東京支社長	4年	13回/13回 (100%)
4	やまぞえ まさみち 山添 正道	再任	男	取締役 専務執行役員 最高財務責任者 (CFO) 兼 経営管理本部長	6年	13回/13回 (100%)
5	なかやま なおのり 中山 尚律	再任	男	取締役 上席執行役員 家庭機器事業部長	2年	13回/13回 (100%)
6	すみだ ひろひこ 隅田 博彦	再任 社外 独立役員	男	社外取締役	2年	13回/13回 (100%)
7	えぐち あつみ 江口 あつみ	新任 社外 独立役員	女	—	—	—

- (注) 1. 上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

なが お ゆう じ

長尾 雄次

(1954年12月25日生)

再任



所有する当社株式の数

55,600株

取締役在任年数（本総会終結時）

10年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年 4月	当社入社	2015年 4月	当社常務取締役
2011年 4月	当社執行役員住設建材統括部副統括部長	2016年 4月	当社取締役専務執行役員生産財統括
2012年 4月	当社執行役員住建事業部副事業部長 兼 東日本統括長	2017年 4月	当社代表取締役社長社長執行役員 最高経営責任者（CEO）兼 最高執行責任者（COO）
2013年 4月	当社上席執行役員住建事業部長兼西日本統括長	2020年 4月	当社代表取締役社長社長執行役員 最高経営責任者（CEO）
2014年 4月	当社上席執行役員住建事業部長	2023年 4月	当社取締役会長（現任）
2014年 6月	当社取締役		

取締役候補者とした理由

長尾雄次氏は、長年にわたり代表取締役社長として当社及びグループを統括し、豊富な経験に基づき、当社グループの成長に大きく貢献しました。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上及び取締役会の監督機能強化に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

長尾雄次氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、長尾雄次氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

岸田 貢司

(1960年9月2日生)

再任



所有する当社株式の数

27,200株

取締役在任年数(本総会終結時)

6年

取締役会出席回数

13回/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月	当社入社	2020年4月	当社取締役上級執行役員営業本部副本部長(海外担当)兼機械事業部海外機械部長
2016年4月	当社執行役員機械事業部副事業部長(海外担当)兼海外機械部長 兼 本社直轄地域韓国現法長	2021年4月	当社取締役上級執行役員営業本部副本部長(海外担当)兼TFS支社長 兼 機械事業部海外機械部長
2016年10月	当社執行役員機械事業部副事業部長(海外担当)兼本社直轄地域韓国現法長	2021年10月	当社取締役上級執行役員営業本部副本部長(海外担当)
2018年4月	当社上級執行役員生産財統轄部長	2022年4月	当社取締役常務執行役員
2018年6月	当社取締役	2023年4月	当社代表取締役社長社長執行役員 最高経営責任者(CEO)
		2024年4月	当社代表取締役社長社長執行役員 最高経営責任者(CEO)兼営業本部長(現任)

取締役候補者とした理由

岸田貢司氏は、現在当社の代表取締役社長として、当社及びグループを統括しており、長年の海外駐在経験によって養われたグローバルな視点と感覚を持ち、豊富な経験に基づき、強いリーダーシップを発揮しております。

これらのことから、当社グループが掲げるビジョンの実現に向けた取り組みをさらに推進し、当社グループの持続的成長とさらなる企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

岸田貢司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

3

さ さ き き み ひ さ
佐々木 公久

(1957年1月25日生)

再任



所有する当社株式の数

26,300株

取締役在任年数（本総会最終時）

4年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月	当社入社	2018年 4月	当社取締役上級執行役員大阪支社長
2013年 4月	当社執行役員大阪営業本部副本部長	2019年 6月	当社取締役退任
2015年 4月	当社上席執行役員		当社常務執行役員
2016年 4月	当社執行役員	2020年 4月	当社専務執行役員営業本部長
2017年 4月	当社上級執行役員大阪営業本部長	2020年 6月	当社取締役
2017年 6月	当社取締役	2021年 4月	当社代表取締役
		2024年 4月	当社代表取締役副社長執行役員国内営業管掌 兼 東京支社長（現任）

取締役候補者とした理由

佐々木公久氏は、現在当社の副社長執行役員として国内営業を管掌し、東京支社の責任者を務め経営の指揮を執るなど豊富な経験と幅広い見識を有しており、現在当社の代表取締役を務めております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

佐々木公久氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

4

やまぞえ まさみち

山添 正道

(1960年3月10日生)

再任



所有する当社株式の数

25,800株

取締役在任年数 (本総会最終時)

6年

取締役会出席回数

13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月	当社入社	2020年4月	当社取締役常務執行役員 最高情報責任者 (CIO) 経営企画本部長 兼 最高財務責任者 (CFO) 管理本部長
2015年4月	当社執行役員管理本部法務審査部長		
2016年4月	当社執行役員管理本部海外管理部長		
2017年4月	当社執行役員管理本部副本部長 兼 海外管理部長	2021年10月	当社取締役常務執行役員 最高情報責任者 (CIO) 兼 最高財務責任者 (CFO) 経営管理本部長 (現任)
2017年11月	当社執行役員管理本部長		
2018年4月	当社上級執行役員 最高財務責任者 (CFO)	2024年4月	当社取締役専務執行役員 最高財務責任者 (CFO) (現任)
2018年6月	当社取締役		

取締役候補者とした理由

山添正道氏は、国内外の法務部門の責任者及び現在経営管理本部の責任者を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

山添正道氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

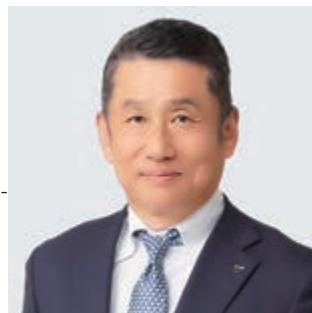
5

な か や ま な お の り

中山 尚律

(1962年6月11日生)

再任



所有する当社株式の数

9,900株

取締役在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4月	当社入社	2017年10月	当社執行役員家庭機器事業部副事業部長（営業担当）兼第2営業統括部長
2015年 4月	当社執行役員家庭機器事業部営業統括部長	2018年 4月	当社執行役員家庭機器事業部長（現任）
2016年 4月	当社執行役員家庭機器事業部副事業部長 兼営業統括部長	2021年 4月	当社上級執行役員
		2022年 4月	当社上席執行役員（現任）
		2022年 6月	当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

中山尚律氏は、家庭機器事業部の責任者を務めており、同事業の発展に大きく貢献するとともに、消費財関連事業において豊富な経験と深い見識を有しております。

これらのことから、当社の経営全般に対する確かな助言を行い、今後の当社グループの企業価値向上に寄与できる人材と判断し、引き続き当社取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

中山尚律氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

候補者番号

6

すみだ ひろひこ

隅田 博彦

(1956年8月21日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数（本総会終結時）

2年

取締役会出席回数

13回／13回（100%）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年 2月	三菱商事株式会社入社	2013年 4月	同社取締役経営企画担当
2003年 1月	同社生活産業グループIT戦略ユニットマネージャー	2014年 6月	同社代表取締役社長
2008年 4月	同社生活産業グループCIO	2014年 6月	東洋製罐グループホールディングス株式会社執行役員
2011年 2月	東洋鋼鈑株式会社入社	2018年 6月	東洋鋼鈑株式会社取締役（2022年3月退任）
2011年 4月	同社執行役員社長室担当 兼 社長室長	2018年 6月	東洋製罐グループホールディングス株式会社取締役副社長 （2022年6月退任）
2012年 4月	同社執行役員経営企画担当 兼 事業開発部長	2022年 6月	当社社外取締役（現任）
2012年 6月	同社取締役		

(重要な兼職の状況)

該当なし

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

隅田博彦氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営者としての高い見識や豊富な経験に加えて、ITに関する幅広い見識も有しております。当社の経営全般に対する確かな助言をしていただくことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、引き続き当社社外取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

隅田博彦氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 隅田博彦氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
2. 隅田博彦氏は、現在当社の社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
3. 当社は、隅田博彦氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

7

えぐち

江口 あつみ

(1957年10月2日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数（本総会終結時）

—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月	サントリー株式会社入社 (現 サントリーホールディングス株式会社)	2017年11月	江崎グリコ株式会社入社 理事 コーポレートコミュニケーション部長
2010年4月	サントリーホールディングス株式会社 広報部 部長	2018年3月	同社執行役員 (2022年12月退社)
2013年4月	サントリーグローバルイノベーションセンター株式会社 ビジネス開発部 上席研究員		
2016年4月	サントリーホールディングス株式会社 R&D担当役員付 渉外・広報担当 (専任部長) (2017年10月退社)		

(重要な兼職の状況)

株式会社ニッスイ社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

江口あつみ氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、これまで飲料・食品メーカーにおいて研究開発部門や広報部門に携わり、さらにコーポレートコミュニケーション部門においては戦略企画の実行及びCSR活動全般をリードされるなど幅広い見識と豊富な経験を有しております。

当社の取締役会などにおいて独立した立場で、経営全般に対しコーポレートコミュニケーションやダイバーシティの視点からの確かな助言をしていただくことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断し、新たに当社社外取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

江口あつみ氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 江口あつみ氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。
2. 江口あつみ氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第2号議案

監査等委員である取締役 3名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	性別	当社における地位及び担当	取締役在任年数 (本総会終結時)	2023年度における 取締役会出席回数	2023年度における 監査等委員会出席回数
1	むらい さとし 村井 諭	再任	男	取締役 常勤監査等委員	5年	13回/13回 (100%)	13回/13回 (100%)
2	つだ よしのり 津田 佳典	再任 社外 独立役員	男	社外取締役 監査等委員	8年	13回/13回 (100%)	13回/13回 (100%)
3	なかつかさ なおこ 中務 尚子	再任 社外 独立役員	女	社外取締役 監査等委員	3年	13回/13回 (100%)	13回/13回 (100%)

- (注) 1. 上記の取締役会出席回数に記載の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補することとしており、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。本議案でお諮りする各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの監査等委員である取締役も当該保険契約の被保険者となる予定であります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

候補者番号

1

むら い
村井

再任

さとし
諭

(1958年1月5日生)



所有する当社株式の数

12,000株

取締役在任年数(本総会締結時)

5年

取締役会出席回数

13回/13回(100%)

監査等委員会出席回数

13回/13回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年 4月	当社入社	2017年10月	当社執行役員管理本部副本部長 兼 人事部長
2014年 4月	当社執行役員管理本部東京管理部長	2019年 4月	当社執行役員管理本部副本部長
2017年 4月	当社執行役員管理本部副本部長(東京駐在)兼 東京管理部長	2019年 6月	当社取締役(常勤監査等委員)(現任)

監査等委員である取締役候補者とした理由

村井諭氏は、当社人事部門の責任者等の経験を経て、管理本部の副本部長を務めるなど豊富な経験と幅広い見識を有しております。

また現在、当社の常勤監査等委員を務めており、その経験を活かすことにより、当社の監査・監督機能の強化が期待できると判断し、引き続き当社監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

村井諭氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

(注) 当社は、村井諭氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

2

つ だ よ し の り
津田 佳典

(1972年8月18日生)

再 任

社 外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数(本総会締結時)

8年

取締役会出席回数

13回/13回 (100%)

監査等委員会出席回数

13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年 4月	中央監査法人入社 (2006年9月みずず監査法人へ改称)	2013年 6月	当社社外監査役
1998年 4月	公認会計士登録	2016年 6月	当社社外取締役(監査等委員) (現任)
2007年 7月	みずず監査法人退社		
2007年 8月	あすかコンサルティング株式会社 代表取締役(現任) 津田佳典公認会計士事務所代表(現任)		

(重要な兼職の状況)

第一稀元素化学工業株式会社社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

津田佳典氏は、公認会計士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しておりますので、引き続き当社監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

津田佳典氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 津田佳典氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
2. 津田佳典氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役ですが、その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって8年となります。なお、同氏は2013年6月より3年間、当社の社外監査役でありました。
3. 当社は、津田佳典氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。

候補者番号

3

な かつかさ なお こ
中務 尚子

(1965年4月8日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社株式の数

0株

取締役在任年数(本総会締結時)

3年

取締役会出席回数

13回/13回 (100%)

監査等委員会出席回数

13回/13回 (100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4月	最高裁判所司法研修所終了 大阪弁護士会登録 中央総合法律事務所入所(現任) (現 弁護士法人中央総合法律事務所)	2006年 4月	ニューヨーク州弁護士登録
		2008年 4月	京都大学法科大学院非常勤講師
		2021年 6月	当社社外取締役(監査等委員)(現任)

(重要な兼職の状況)

ナカバヤシ株式会社社外取締役(監査等委員)
和田興産株式会社社外取締役(監査等委員)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中務尚子氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しており、社外取締役(監査等委員)として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しておりますので、引き続き当社監査等委員である社外取締役としての選任をお願いするものであります。

特別の利害関係

中務尚子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

- (注) 1. 中務尚子氏は社外取締役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
2. 中務尚子氏は、当社が業務を委嘱する弁護士法人中央総合法律事務所に所属しており、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は100万円未満であります。
3. 中務尚子氏は、現在当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本定時株主総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、中務尚子氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 中務尚子氏が社外取締役(監査等委員)として在任しているナカバヤシ株式会社は2022年3月に日本年金機構が発注する特定データプリントサービスに関し、独占禁止法第3条に違反する行為があったとして、排除措置命令を受けました。同氏は、問題の判明まで当該事実を認識していませんでしたが、日頃から取締役会及び監査等委員会等において、法令遵守などの視点に立った提言を行っております。当該事実の判明後は、再発防止へ取り組み、内部統制体制の強化を行うよう意見表明を行うなど、その職責を果たしております。

以上

(ご参考事項①) 当社取締役会のスキル・マトリックス

取締役会は、当社の経営理念である「人づくりの経営」「切拓く経営」「信頼の経営」に基づき重要な意思決定及び業務執行の監督を実効的に果たすために、変化対応力を有し、且つ当社の経営戦略に照らして必要と考えられる多様な知識、経験、能力などを有する取締役で構成しております。

	当社における地位	性別	氏名	スキル（知識・経験・能力等）						
				経営全般	営業 マーケティング	グローバル	財務 会計	法務 リスクマネジメント	人事 人材開発	ESG サステナビリティ
1	取締役会長	男	長尾雄次	○	○	○			○	○
2	代表取締役社長	男	岸田貢司	○	○	○				○
3	代表取締役	男	佐々木公久	○	○				○	
4	取締役	男	山添正道	○		○	○	○	○	
5	取締役	男	中山尚律	○	○	○				
6	社外取締役	男	隅田博彦	○	○	○				
7	社外取締役	女	江口あつみ		○					○
8	取締役 常勤監査等委員	男	村井諭			○	○		○	
9	社外取締役 監査等委員	男	津田佳典				○	○		
10	社外取締役 監査等委員	女	中務尚子			○		○		

(注) 各氏が有する全ての知見を表すものではありません。

(ご参考事項②) 政策保有株式の方針及び政策保有株式の状況

当該株式の保有や処分の要否は、毎年、取締役会において個別銘柄ごとに、その保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等の観点から精査しております。この精査の結果、すべての保有株式について保有の妥当性があることを確認しております。今後の状況変化に応じて、取引先との取引関係に与える影響を慎重に見極めながら縮減に努めてまいります。

その結果、2024年3月末時点での政策保有株式は非上場株式を含め52銘柄となっております。

過去3年間の政策保有株売却実績

	2022年3月期		2023年3月期		2024年3月期	
売却銘柄数	全部売却	3銘柄	全部売却	1銘柄	全部売却	5銘柄
	一部売却	3銘柄	一部売却	※4銘柄	一部売却	※3銘柄

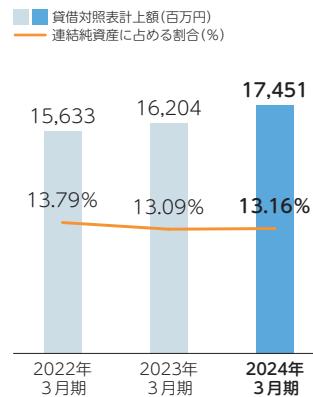
※「一部売却」には、持株会退会に伴う単元未満株式の売却銘柄を含めております。(2023年3月期：1銘柄、2024年3月期：1銘柄)

政策保有株式の銘柄数及び貸借対照表計上額

区分		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
銘柄数	上場株式	41	40	35
	非上場株式	16	17	17
	合計	57	57	52

		2022年3月期	2023年3月期	2024年3月期
貸借対照表計上額 (百万円)	上場株式	15,249	15,716	17,052
	非上場株式	384	488	399
	合計	15,633	16,204	17,451

政策保有株式の推移



ご参考

事業報告サマリー (連結)

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

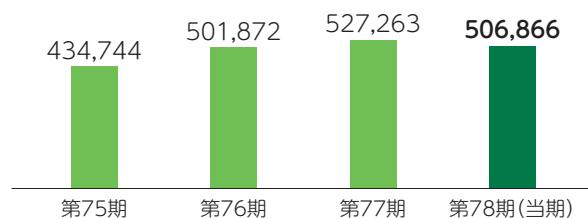
業績ハイライト



業績の推移

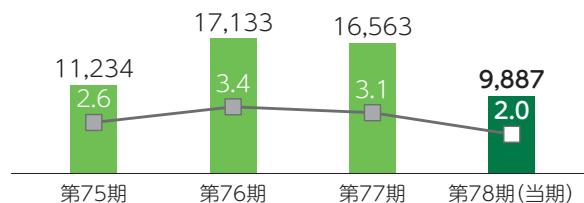
売上高

(単位:百万円)



営業利益 / 営業利益率

■ 営業利益 (単位:百万円) □ 営業利益率 (%)



経常利益 / 親会社株主に帰属する当期純利益

■ 経常利益 ■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位:百万円)



総資産 / 純資産

■ 総資産 ■ 純資産

(単位:百万円)



事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社グループの主な事業領域は、生産財と消費財であり、「設備投資」と「個人消費」の動向が業績に影響を及ぼします。

当社グループを取り巻く事業環境として、国内の自動車産業においては、半導体や部品の需給バランスの改善等の影響で生産台数が回復したものの、中小企業の生産現場への影響は依然として限定的な状態で、全体として厳しい状況となりました。また、半導体産業ではAI・パワー半導体への投資が期待されますが、設備投資は踊り場の状況が続いており、当連結会計年度においては活発な設備投資には至りませんでした。一方で、人手不足対策として自動化・省人化へのニーズが様々な産業で高まりを見せました。海外においては、北米では製造業全般における景況感が弱含みで推移しており、金融引き締めに伴う資金調達環境悪化の影響等から全体として設備投資は低迷しました。中国では世界の貿易構造の変化により輸出型産業向けの受注が減少し、不動産市場の低迷等を背景に国内需要が停滞するなど、依然先行きが不透明な状況です。A S E A Nでは一部の地域では半導体の需要回復の遅れの影響が見られる一方、企業の設備投資が好調な地域もあり、各地で様々な環境の変化がありました。

国内の個人消費については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う行動制限の緩和や政府の観光支援策の影響から経済活動に回復が見られましたが、原材料や電気・ガス価格の高騰及び円安基調の継続等によって様々な分野の商品やサービスの値上げが行われたことにより、耐久消費財に対する節約志向や商品の選別傾向は依然として強く、消費の回復は力強さを欠く状況です。

また、住宅産業においては、新設住宅着工戸数が持家を中心に依然としてダウントレンドではありますが、住宅設備機器の更新需要は前年並みに推移しました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は506,866百万円（前期比3.9%減）となりました。利益面につきましては、営業利益は9,887百万円（同、40.3%減）、経常利益は10,435百万円（同、39.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,488百万円（同、48.2%減）となりました。

セグメント別の概況は次のとおりであります。

【生産財関連事業】

国内生産財事業では、自動車産業においては新たな投資への活発な動きが見られず、半導体産業でも需要回復が遅れていること等により、工作機械の売上は厳しい結果となりました。切削工具等の消耗品全般に関しても前期の実績を下回りましたが、生産現場の労働負荷軽減や安全衛生につながる電動工具や脚立足場等の作業用品は好調に推移しました。また、都市部の再開発、公共インフラの更新需要が高まりを見せる中、鋼材加工業では人手不足問題や幅広い加工対応と生産性改善に寄与する高単価のフルオートマシン導入が増え、インフラ関連機器の販売は好調に推移しました。営業活動としては、中小製造業の生産性向上を目的として、工作機械の販売においては、自動化・省人化設備の提案等に取り組み、切削工具等の販売においては、技術営業担当者による加工改善や治具等の提案を強化しました。このほか、環境改善機器の受注獲得に向けて「脱炭素」をテーマにした商談会を各地で実施する等、顧客の需要喚起に努めました。また、機械・金属関連製造業のみならず、三品（食品・医薬品・化粧品）産業や物流・倉庫業等のユーザーの自動化・省人化ニーズに対し、展示会等を通じて協働ロボットを活用した自動化ライン等のソリューション提案を精力的に行う等、顧客接点を増やす様々な取組みを行いました。また、「地域経済活性化のためのリアルプラットフォーム」として当社が企画する大型展示商談会を各地で開催することで、受注を獲得するとともに顧客との関係性をより深めました。

海外生産財事業は、北米支社では、設備投資意欲の低迷の影響を受けたものの、医療・航空産業向け部品加工ユーザーへの工作機械の売上が堅調に推移し、さらにメキシコでは昨今増加している他地域からの生産拠点移設への対応を行うことで前期の実績を大きく上回りました。台湾支社では、主要産業である電子・半導体産業等の需要減の影響により、工作機械の販売が引き続き低迷しました。中国支社では、輸出型産業向けの売上が低調であったことに加え、前年好調に推移していたEV業界向け設備投資が一巡したこと、堅調に推移していた太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギー業界向けの売上の伸びが鈍化したこと等により、前期を下回る結果となりました。アセアン支社では、半導体の需要回復の遅れの影響等を受けた地域がある一方、インドネシア・インドにおいては、自動車をはじめとした様々な分野への売上が好調に推移しました。（注）

その結果、生産財関連事業の売上高は328,662百万円（前期比6.9%減）となりました。

（注）営業地域及び顧客属性ごとに事業を区分したビジネスユニットを支社と称しております。

【消費財関連事業】

〔住建事業〕

住建事業は、需要が停滞する状況の中、光熱費高騰による消費者の節約志向に対応した高付加価値商材の提案に注力した結果、太陽光発電、蓄電池等の販売が堅調に推移しました。また、非住宅分野の開拓にも積極的に取り組み、中小企業のカーボンニュートラル対応に向け環境商材と施工をセットにした設備改修提案を強化したこと等により、販売が堅調に推移しました。中でも、自家消費型の太陽光発電と蓄電池のセット提案を展開し、脱炭素化とともに企業の光熱費削減へのニーズに対応した営業活動に注力しました。

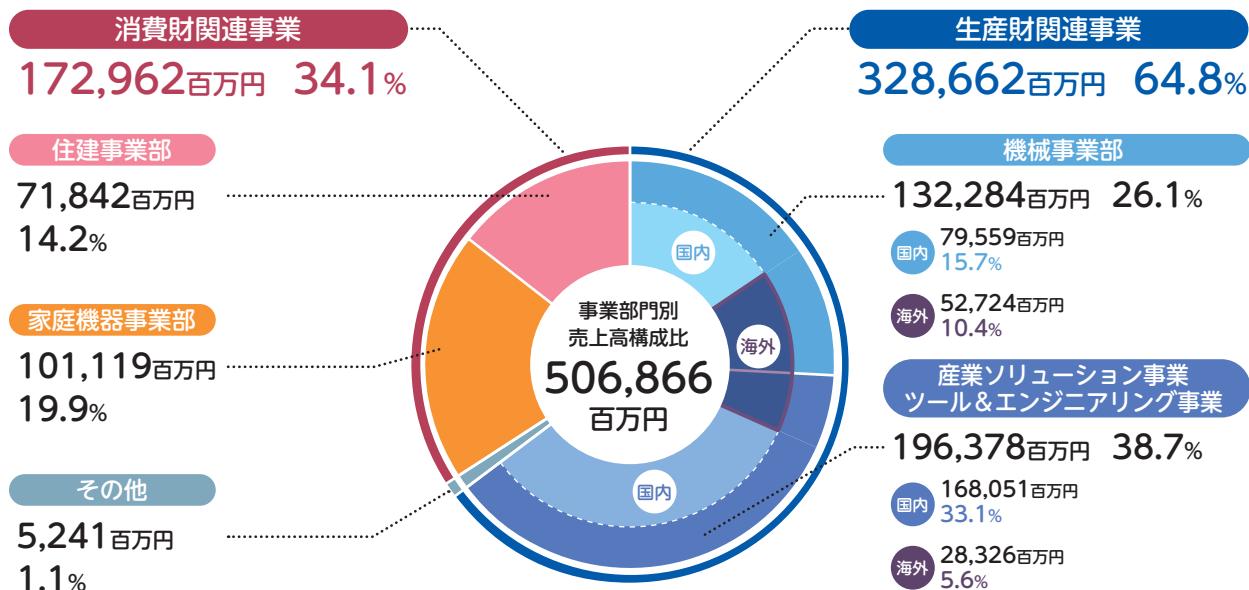
その結果、住建事業の売上高は71,842百万円（前期比5.6%増）となりました。

〔家庭機器事業〕

家庭機器事業は、外出自粛及びテレワーク拡大による「巣ごもり」需要が一巡し、原材料や電気・ガス価格の高騰、円安基調の継続等に伴う商品やサービスの価格上昇等が、生活用品への購買意欲にマイナスの影響を与えました。そのような状況の中、消費者ニーズを捉えたスピーディーな商品開発とラインアップの強化に取り組み、様々なメディアを活用した情報発信を積極的に展開しYAMAZENブランドの浸透を図った結果、プライベートブランド商品の販売は堅調に推移しました。中でも扇風機・サーキュレーター・調理家電・AV家電等、独自性のある付加価値を持った家電は前期を上回る実績となりました。また、新たな市場開拓を目指し2022年5月からスタートした法人・個人事業主向け自社ECサイト「山善ビズコム」においても、売上高・会員数が順調に伸長しました。

その結果、家庭機器事業の売上高は101,119百万円（前期比0.4%増）となりました。

企業集団の部門別売上高・売上高構成比



部 門	期 別	前 期 (2023年3月期)		当 期 (2024年3月期)	
		金 額 (百万円)	構成比 (%)	金 額 (百万円)	構成比 (%)
生産財	機械事業部 (国内)	88,498	16.8	79,559	15.7
	機械事業部 (海外)	62,715	11.9	52,724	10.4
	機械事業部 計	151,214	28.7	132,284	26.1
	産業ソリューション事業 (国内)	88,001	16.7	89,817	17.7
	ツール&エンジニアリング事業 (国内)	80,337	15.2	78,234	15.4
	産業ソリューション事業・ツール&エンジニアリング事業 (海外)	33,650	6.4	28,326	5.6
	産業ソリューション事業・ツール&エンジニアリング事業 計	201,989	38.3	196,378	38.7
計	353,203	67.0	328,662	64.8	
消費財	住建事業部	68,031	12.9	71,842	14.2
	家庭機器事業部	100,711	19.1	101,119	19.9
計	168,742	32.0	172,962	34.1	
	そ の 他	5,317	1.0	5,241	1.1
	合 計	527,263	100.0	506,866	100.0

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

②設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③資金調達の状況

当連結会計年度においては借入の実行はしておりませんが、金融・資本市場における不測の事態や急な資金需要が発生した場合に備えるため、複数の取引銀行との間でコミットメントライン契約を締結しております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第75期 2021年3月期	第76期 2022年3月期	第77期 2023年3月期	第78期 (当期) 2024年3月期
売上高	434,744	501,872	527,263	506,866
営業利益	11,234	17,133	16,563	9,887
経常利益	11,209	17,093	17,280	10,435
親会社株主に帰属する当期純利益	7,572	12,023	12,527	6,488
1株当たり当期純利益	80円25銭	133円74銭	141円00銭	73円04銭
総資産	245,937	282,654	288,888	294,973
純資産	107,630	113,367	123,757	132,617

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 当社は、株式給付信託 (BBT) を導入しており、1株当たり当期純利益の算定上、当該信託が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
3. 「収益認識に関する会計基準」 (企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を第76期の期首から適用しておりますが、経過的な取扱いに従って第75期については適用しておりません。
4. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	事業内容
Yamazen, Inc.	8 百万USドル	100.0%	北米地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazen (Thailand) Co., Ltd.	118 百万バーツ	100.0%	タイ及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Yamazen Co., Ltd.	200 百万NTドル	100.0%	台湾及び周辺地域における主として当社取扱商品の販売
Souzen Trading (Shenzhen) Co., Ltd.	2.5 百万USドル	100.0%	中国における主として当社取扱商品の台湾系企業への販売
Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd.	1.5 百万USドル	100.0%	中国(華東、華北)における主として当社取扱商品の販売
Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd.	2 百万USドル	100.0%	中国(華南)における主として当社取扱商品の販売

(注) Souzen Trading (Shenzhen) Co., Ltd.における当社の出資比率は、間接保有もあわせて算出しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、ウクライナ情勢・中東情勢の長期化等によるエネルギー価格の高騰、為替変動の影響等により、先行きが見通しづらい状況が続いております。国内においては中小製造業の設備投資の回復が想定より後ろ倒しで推移しており、海外においては、特に中国の景気の浮揚力の弱さにより設備投資への慎重姿勢が継続しております。生産財関連事業を取り巻く環境は依然として不透明な状況ですが、2025年3月期の国内外における設備投資需要は期後半にかけて回復に向かうと見込まれます。このような環境の中、当社の生産財事業では専門性を強化し、国内外の生産現場の自動化・省人化や脱炭素化等、社会的課題へのソリューション提案に積極的に取り組んでまいります。消費財関連事業でも、物価の高騰等による住宅や生活用品の購買動向への影響が懸念されますが、快適な住環境の整備やライフスタイルの充実に向けた新たなニーズへの提案を加速させてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

事業	事業内容
生産財関連事業	<p>【機械事業部】 工作機械（マシニングセンタ、CNC旋盤、CNC研削盤、CNCフライス盤、放電加工機、汎用工作機械、3Dプリンター等）、鍛圧・板金機械（プレス、シャーリング、ベンディングマシン、レーザー加工機）、射出成形機、ダイカスト成形機、CAD/CAM、工作機械周辺機器（産業用ロボット、測定機器、自動化周辺機器、工作補要機器等）等の販売、輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引、工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング</p> <p>【産業ソリューション事業部・ツール&エンジニアリング事業部】 マテハン（物流機器）、メカトロ（メカトロ機器、ロボット、自動化ソフトウェア、省力化機器）、環境改善機器、切削工具、補要工具、作業工具、電動工具、測定・計測機器、流体機器（コンプレッサー/塗装機、ポンプ・送風機・流体継手、加熱/冷熱機器、攪拌機/混合機）、産業機器（溶接/発電機、鍛圧/板金/鋼材加工機、洗浄機、安全・衛生・セキュリティ）、鉄骨加工機械、空調設備機器（空調/冷暖房機器、クリーンルーム機器等）、BCP関連サービス等の販売、輸出入、海外調達・生産工場の海外移転支援及び三国間取引/工場生産設備並びにシステムのトータルプランニング及び製品部材調達とその販売</p>
消費財関連事業	<p>【住建事業部】 厨房機器、調理機器、浴室機器、洗面機器、給湯機器、衛生機器、空調・換気関連機器、太陽光発電、蓄電池、床暖房、太陽熱温水器、蓄熱式暖房機、管工機材、内装建材、外装建材、介護機器、インテリア、サッシ、エクステリア、地盤、建築副資材、建設資材、建設機材、構造躯体、機械工具関連、オフィス機器、ホーム機器、IoT機器、BCP関連機器等の販売、関連工事及びサービス</p> <p>【家庭機器事業部】 家電（扇風機・暖房機器・調理・AV・照明等）、インテリア家具、アウトドア・レジャー用品、キッチン・日用品、エクステリア、ガーデニング・農業、健康機器、衛生・ヘルスケア、工具、車用品・バイク用品、防災用品等の企画、開発及び販売</p>

(6) 主要な営業所 (2024年3月31日現在)

①国内営業拠点

- 大阪本社 (大阪市)
- 東京本社 (東京都港区)
- 名古屋支社 (名古屋市)
- 九州支社 (福岡市)
- 広島支社 (広島市)
- 北関東・東北支社 (さいたま市)

②海外営業拠点

営業地域	営業組織の名称	営業組織に属する主要な子会社	所在地
北米	北米支社	Yamazen, Inc.	米国
台湾	台湾支社	Yamazen Co., Ltd.	台湾
中国	中国支社	Yamazen (Shanghai) Trading Co., Ltd.	中国
		Yamazen (Shenzhen) Trading Co., Ltd.	
アセアン	アセアン支社	Yamazen (Thailand) Co., Ltd.	タイ

(注) 営業地域及び顧客属性ごとに事業を区分したビジネスユニットを支社と称しております。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,276名	61名増

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,796名	59名増	39.4歳	13.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時従業員を含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題と位置付け、持続的な成長と企業価値向上のための投資や様々なリスクに備えるための財務健全性とのバランスを考慮した上で、業績に応じた利益配分を行うことを基本方針とし、中期経営計画「CROSSING YAMAZEN 2024」期間における毎期の配当金額は、連結配当性向40%（業績連動利益配分の指標）、又は自己資本配当率（DOE）3.5%（安定した利益配分の指標）を基に算出したそれぞれの金額のうち、いずれか高い金額により算定いたします。

さらには、自己株式の取得につきましても、追加的な株主還元、資本効率向上のため、時期及び財政状況に応じ、機動的に実施することといたします。

内部留保金につきましては、株主資本の一層の充実を図りつつ、持続的な事業発展につながる有効な投資に充当し、中長期的な成長による企業価値向上を通じて、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 200,000,000株
- ②発行済株式の総数 95,305,435株
- ③株主数 7,525名
- ④大株主

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,014千株	7.87%
山善取引先持株会	6,693千株	7.51%
東京山善取引先持株会	5,284千株	5.93%
光通信株式会社	5,128千株	5.76%
山善社員投資会	3,237千株	3.63%
名古屋山善取引先持株会	2,154千株	2.42%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,558千株	1.75%
広島山善取引先持株会	1,355千株	1.52%
九州山善取引先持株会	1,287千株	1.44%
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	1,205千株	1.35%

- (注) 1. 当社は、自己株式を6,282,053株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式 (6,282,053株) には、株式給付信託 (BBT) が保有する当社株式 (176,100株) は含めておりません。
2. 持株比率は自己株式 (6,282,053株) を控除して計算しております。
3. 上記株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)	2,600株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社の現況 (3) 会社役員の状態 ②取締役の報酬等」に記載のとおりであります。
2. 当該対象者は退任した役員であり、交付された株式は株式給付信託 (BBT) を通じて給付されたものであります。

⑥その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年12月11日、会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、当社普通株式の売出し(以下「本売出し」という。)について決議し、次項の内容にて実施いたしました。本売出しは、当社に対する個人投資家層の認知度の向上、個人投資家層拡大による当社株主層の多様化、当社株式の市場流動性向上、ひいては資本市場の活性化に資することを期待し、取引先株主のなかでも当社株式保有比率の高い金融機関に公平な売却機会を提供するとともに、当社株式が市場において売却されることによる市場価格への影響を緩和するべく、個人投資家層を中心に実施いたしました。

イ. 引受人の買取引受による売出しの概要

売出株式の種類及び数	普通株式	5,835,800株
売出人及び売出株式数	氏名又は名称	売出株式数
	株式会社みずほ銀行	1,890,600株
	株式会社りそな銀行	1,866,900株
	みずほ信託銀行株式会社	774,900株
	株式会社三菱UFJ銀行	694,700株
	株式会社三井住友銀行	608,700株
	合計	5,835,800株
売出方法	野村證券株式会社を主幹事会社とする引受団（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせた上で売出す。売出しにおける引受人の対価は、売出価格から引受人より売出人に支払われる金額である引受価額を差し引いた額の総額とする。	
売出価格	1株につき 1,129円	
受渡期日	2023年12月25日	

ロ. オーバーアロットメントによる売出しの概要

売出株式の種類及び数	普通株式	875,300株
売出方法	引受人の買取引受による売出しの需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から875,300株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。	
売出価格	1株につき 1,129円	
受渡期日	2023年12月25日	

(2) 新株予約権等の状況 (2024年3月31日現在)

2021年4月14日開催の取締役会決議に基づき発行した2026年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

社債に付された新株予約権の総数	1,000個
新株予約権の目的である株式の種類と数	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株式 ・新株予約権の行使請求に係る社債の金額の総額を転換価額で除した数とします。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行いません。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しません。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額	<ul style="list-style-type: none"> ・新株予約権の行使に際しては、新株予約権に係る社債を出資するものとし、当該社債の価額は、その額面金額と同額とします。 ・転換価額 1,272.7円 (注)
新株予約権の行使期間	2021年5月14日から2026年4月16日まで (行使請求受付場所現地時間)
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	<ul style="list-style-type: none"> ・本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。 ・増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできません。

(注) 会社法第370条及び当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議(取締役会の決議があったものとみなす日2023年5月18日)において期末配当金を1株につき20円とすることを決議し、2023年3月期の年間配当金が1株につき40円と決定されたことに伴い、本新株予約権付社債の要項の転換価額調整条項に従い、2023年4月1日に遡って転換価額を1,248.2円に調整いたしました。

(3) 会社役員の状態

①取締役の状態 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	長尾雄次	
代表取締役社長	岸田貢司	最高経営責任者 (CEO)
代表取締役	佐々木公久	営業本部長
取締役	山添正道	最高情報責任者 (CIO)、最高財務責任者 (CFO)、経営管理本部長
取締役	中山尚律	家庭機器事業部長
取締役	鈴木敦子	③イ記載のとおりであります
取締役	隅田博彦	
取締役 (常勤監査等委員)	村井諭	
取締役 (監査等委員)	津田佳典	③イ記載のとおりであります
取締役 (監査等委員)	中務尚子	③イ記載のとおりであります

- (注) 1. 取締役鈴木敦子氏及び隅田博彦氏並びに監査等委員である取締役津田佳典氏及び中務尚子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、鈴木敦子氏、隅田博彦氏、津田佳典氏及び中務尚子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 当社は、取締役会以外の重要な会議への継続的な出席による情報収集、内部監査部門等との十分な連携を通じ監査の実効性を高めることを目的として、常勤の監査等委員を置いております。
3. 監査等委員である取締役津田佳典氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する十分な知見を有しております。
4. 当社は、業務執行を行わない取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行を行わない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、役員としての職務の執行に起因して発生した損害賠償請求に係る損害を填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び子会社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)並びに執行役員等の主要な業務執行者であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

6. 当事業年度末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
岸田 貢 司	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者（CEO）	代表取締役社長 社長執行役員 最高経営責任者（CEO） 営業本部長	2024年4月1日
佐々木 公 久	代表取締役 専務執行役員 営業本部長	代表取締役 副社長執行役員 国内営業管掌 東京支社長	2024年4月1日
山 添 正 道	取締役 常務執行役員 最高情報責任者（CIO） 最高財務責任者（CFO） 経営管理本部長	取締役 専務執行役員 最高財務責任者（CFO） 経営管理本部長	2024年4月1日

②取締役の報酬等

イ. 報酬等の決定に関する基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同様とする。）の報酬等は、さらなる企業価値の向上を経営上の重要課題と位置づけ、企業価値の向上に資するものであるべきと考え、短期的な視点だけでなく中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高める報酬制度とすることを基本方針としております。

取締役の報酬等は、定額の「固定報酬」と業績等により支給額が変動する「業績連動報酬」を適切に組み合わせることにより、有能な人材の確保及び企業価値向上のインセンティブの生成を実現し、さらなる企業価値の向上を図る報酬制度の構築を目指しております。

なお、社外取締役については、「業績連動報酬」は支給しないものとしております。

当社の取締役の報酬等の額の決定過程において取締役会は、会社の業績、事業規模等の様々な要因を踏まえ、取締役の報酬等の決定方針並びにその手順について定めております。

ロ. 報酬等の決定方針に関する事項

（取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法）

上記基本方針を踏まえて、取締役の個人別の報酬等の決定方針を、2021年2月10日開催の取締役会において決議しております。また、2022年3月9日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針の一部を改定しております。なお、当該決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

(決定方針の内容の概要)

役職ごとの方針

各取締役の責任や役割等に対する成果に報いるため、各取締役の責任や役割等に応じて、職位別に一定の基準を設けており、同一の職位であっても前年度の実績等に応じて、一定の範囲で昇給が可能な仕組みとしております。

なお、社外取締役につきましては、昇給枠のある報酬は支給しておりません。

(報酬等の構成)

取締役の報酬等は、定額の「固定報酬」と業績等により支給額が変動する「業績連動報酬」によって構成し、取締役の報酬の支給割合は、同業他社等の水準を踏まえて、連結経常利益基準値100%達成の場合、概ね「固定報酬60%~70%」、「業績連動報酬30%~40%（うち金銭報酬約8割、非金銭報酬約2割）」としております。

i) 固定報酬

・「定例報酬」（金銭報酬）

「基本報酬」、「代表報酬」、「取締役報酬」、「職務報酬」から成り、取締役内規に役位別の基準を定めております。定例報酬は、毎月一定の時期に支給しております。

ii) 業績連動報酬

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの会社の業績等に連動する「賞与（金銭報酬）」（短期インセンティブ報酬）と取締役退任後に当社株式等を支給する「株式報酬（非金銭報酬）」（中長期インセンティブ報酬）で構成されます。

業績連動報酬に係る指標は当社グループの総合的な収益力を評価軸とし、当社取締役の経営全般への貢献度が測定可能である「連結経常利益額」を採用しております。当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. 企業集団の現況（2）直前3事業年度の財産及び損益の状況」に記載のとおりであります。

・「賞与」（金銭報酬）

取締役内規に定める「連結経常利益額等」に応じた支給月数をベースに支給額を決定しております。当該報酬の支給時期は毎年一定の時期としております。

・「株式報酬」（非金銭報酬）

当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、役員業績連動賞与及び役員株式給付規程に定める「連結経常利益額等」に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度となります。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として退任時となります。

当社取締役報酬制度の全体像

区 分	取 締 役 (監査等委員を除く。)		取締役 (監査等委員)	
	取締役	社外取締役	取締役	社外取締役
固 定 報 酬 定 例 報 酬 (金 銭 報 酬)	○	○	○	○
賞 与 (金 銭 報 酬)	○	-	-	-
業 績 連 動 報 酬 株 式 報 酬 (非 金 銭 報 酬)	○ (退任時)	-	-	-

八. 株主総会の決議に関する事項

当社は、2016年6月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額720百万円以内（定款で定める取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は15名、当該株主総会終結時点の員数は9名）とし、監査等委員である取締役の報酬限度額を年額90百万円以内（定款で定める監査等委員である取締役の員数は5名、当該株主総会終結時点の員数は3名）と決議いただいております。

また、上記決議とは別枠として、2019年6月26日開催の第73回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。当該株主総会終結時点の員数は5名）及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT）」を導入することを決議いただいております。

さらに、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）が2021年3月1日に施行されたことに伴い、2021年6月24日開催の第75回定時株主総会において、当該報酬の1事業年度分の上限として125,000株（うち、取締役分として54,000株）、3事業年度分の上限として300百万円とする当該報酬制度の再設定について決議いただいております（当該株主総会終結時点の員数は5名）。

なお、当社は、2022年3月9日開催の取締役会において、「株式給付信託（BBT）」の支給対象に専任役員を含めることを決議いたしました。

二. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社の取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを条件に取締役会が有しております。取締役会は、取締役内規において、職位別に設けられた一定の基準の範囲内で、会社の業績や取締役個人の成果等を評価して、個別の報酬額を算定することを、代表取締役社長 岸田貢司に委ねております。当該権限を委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰的に見た上で、取締役の責任や役割等の評価を行うのは代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

指名・報酬委員会は、取締役会からの諮問に対して、委員会内で審議を行い意見形成し、取締役会において意見表明を行っております。

なお、当該算定方法、算定結果等については、社外取締役2名を含む監査等委員会に報告しており、監査等委員会はその妥当性を確認しております。

また、監査等委員である取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内であることを条件に、監査等委員の協議で、それぞれ個別の報酬額を決定しております。

ホ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、上記のとおり取締役個人の報酬額の決定を代表取締役社長に委任しておりますが、取締役会の任意の諮問委員会である指名・報酬委員会の審議を経た上で、その算定方法、算定結果等については、監査等委員会に報告しております。監査等委員会においては、報酬額の算定方法等を確認し、それぞれの役割と職責、業績等にふさわしい水準となっているか検討し、相当であると判断しております。取締役会は、監査等委員会の検討結果を尊重しており、決定方針に沿うものであると判断しております。

ハ. 取締役の報酬等の額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬		
			定例報酬 (金銭報酬)	賞 与 (金銭報酬)	
取締役 (監査等委員を除く。) (うち社外取締役)	341 (13)	268 (13)	58 (-)	14 (-)	8名 (2名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	40 (15)	40 (15)	- (-)	- (-)	3名 (2名)
合 計	381	308	58	14	11名

(注) 取締役 (監査等委員を除く。) の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 社外役員の重要な兼職の状況等

区 分	氏 名	兼職先	兼職の内容
取締役	鈴木 敦 子	株式会社あさひ	社外取締役
		ライオン株式会社	社外監査役
取締役（監査等委員）	津 田 佳 典	第一稀元素化学工業株式会社	社外監査役
		あすかコンサルティング株式会社	代表取締役
		津田佳典公認会計士事務所	公認会計士
取締役（監査等委員）	中 務 尚 子	ナカバヤシ株式会社	社外取締役
		和田興産株式会社	社外取締役
		弁護士法人中央総合法律事務所	弁護士

- (注) 1. 当社は、弁護士法人中央総合法律事務所から、社外取締役中務尚子氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は100万円未満であります。
2. その他の法人等と当社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査等委員会への出席状況

		取締役会 (13回開催)		監査等委員会 (13回開催)	
		出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役	鈴木 敦 子	13回	100%	—	—
取締役	隅 田 博 彦	13回	100%	—	—
取締役（監査等委員）	津 田 佳 典	13回	100%	13回	100%
取締役（監査等委員）	中 務 尚 子	13回	100%	13回	100%

・社外取締役に期待される役割と活動状況

社外取締役の鈴木敦子氏は、これまで他社においてダイバーシティの推進やCSR方針の策定及びESG戦略の推進等の経験に基づき、企業の社会性を高める戦略的CSR／ESGを構築するための幅広い見識と豊富な経験を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した立場で取締役会において積極的に発言し、CSR活動を企業経営に結びつけ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

社外取締役の隅田博彦氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任するなど、企業経営者としての高い見識や豊富な経験に加えて、ITに関する幅広い見識も有しております。当社の経営全般に対しの確な助言を行うことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めております。

監査等委員である社外取締役の津田佳典氏は、公認会計士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての豊富な経験と高い見識に基づき、財務諸表の適正性、監査全般にわたる適正性の確保において、適宜助言を行っております。

監査等委員である社外取締役の中務尚子氏は、弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役の業務執行の適法性・妥当性について監督的役割を担っております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	支払額
当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額	71百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	78百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額についてはこれらの合計額をそのまま記載しております。
2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、温室効果ガス（GHG）排出量算定等に関する助言・指導業務及び株式売出しに係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④重要な子会社の監査

当社の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の計算関係書類の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

⑤会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑥責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	241,417	流動負債	140,134
現金及び預金	79,692	支払手形及び買掛金	62,266
受取手形	9,837	電子記録債務	58,165
売掛金	76,092	短期借入金	19
電子記録債権	21,850	リース債務	554
有価証券	9,400	未払法人税等	1,387
商品及び製品	39,627	契約負債	7,898
その他	5,433	賞与引当金	3,006
貸倒引当金	△516	商品自主回収関連費用引当金	119
		その他	6,715
固定資産	53,534	固定負債	22,222
有形固定資産	14,144	転換社債型新株予約権付社債	10,020
建物及び構築物	4,630	長期借入金	66
機械装置及び運搬具	802	リース債務	2,957
工具、器具及び備品	823	繰延税金負債	6,792
土地	3,777	退職給付に係る負債	314
リース資産	2,498	その他	2,070
その他	1,611		
無形固定資産	9,506	負債合計	162,356
投資その他の資産	29,883	(純 資 産 の 部)	
投資有価証券	18,418	株主資本	112,510
破産更生債権等	33	資本金	7,909
退職給付に係る資産	9,450	資本剰余金	7,561
繰延税金資産	305	利益剰余金	103,994
その他	1,770	自己株式	△6,954
貸倒引当金	△95	その他の包括利益累計額	18,997
繰延資産	21	その他有価証券評価差額金	9,327
社債発行費	21	繰延ヘッジ損益	20
		為替換算調整勘定	7,830
		退職給付に係る調整累計額	1,819
		非支配株主持分	1,108
資産合計	294,973	純資産合計	132,617
		負債・純資産合計	294,973

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)	
売上高		506,866
売上原価		432,469
売上総利益		74,397
販売費及び一般管理費		64,509
営業利益		9,887
営業外収益		
受取利息	183	
受取配当金	344	
補助金収入	90	
為替差益	5	
投資事業組合運用益	120	
その他	89	835
営業外費用		
支払利息	233	
その他	53	287
経常利益		10,435
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	176	
その他	2	180
特別損失		
固定資産除却損	18	
固定資産売却損	0	
投資有価証券評価損	100	
構造改革費用	113	
その他	6	237
税金等調整前当期純利益		10,378
法人税、住民税及び事業税	3,103	
法人税等調整額	629	3,732
当期純利益		6,645
非支配株主に帰属する当期純利益		156
親会社株主に帰属する当期純利益		6,488

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

科 目	金額 (百万円)	科 目	金額 (百万円)
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	194,933	流動負債	127,660
現金及び預金	54,677	支払手形	41
受取手形	8,948	電子記録債務	57,526
電子記録債権	21,624	買掛金	56,373
売掛金	70,715	リース債務	550
有価証券	9,400	未払金	3,337
商品及び製品	25,694	未払費用	1,896
未収入金	1,992	未払法人税等	1,006
その他	2,209	契約負債	3,707
貸倒引当金	△330	預り金	670
固定資産	50,167	賞与引当金	2,094
有形固定資産	8,277	商品自主回収関連費用引当金	119
建物	1,601	その他	337
構築物	14	固定負債	18,359
機械及び装置	714	転換社債型新株予約権付社債	10,020
車両運搬具	6	リース債務	2,944
工具、器具及び備品	230	繰延税金負債	4,024
土地	2,784	その他	1,370
リース資産	2,483	負債合計	146,019
その他	442	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	9,293	株主資本	89,805
ソフトウェア	8,694	資本金	7,909
ソフトウェア仮勘定	502	資本剰余金	7,554
その他	96	資本準備金	3,452
投資その他の資産	32,596	その他資本剰余金	4,101
投資有価証券	18,134	利益剰余金	81,296
関係会社株式	6,163	その他利益剰余金	81,296
破産更生債権等	18	圧縮積立金	3
前払年金費用	6,402	別途積立金	51,100
その他	1,955	繰越利益剰余金	30,193
貸倒引当金	△78	自己株式	△6,954
繰延資産	21	評価・換算差額等	9,296
社債発行費	21	その他有価証券評価差額金	9,276
資産合計	245,122	繰延ヘッジ損益	20
		純資産合計	99,102
		負債・純資産合計	245,122

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

科 目	金額 (百万円)	
売上高		447,842
売上原価		391,202
売上総利益		56,640
販売費及び一般管理費		50,007
営業利益		6,632
営業外収益		
受取利息	36	
受取配当金	1,020	
為替差益	65	
投資事業組合運用益	120	
その他	78	
		1,321
営業外費用		
支払利息	215	
その他	48	
		263
経常利益		7,691
特別利益		
投資有価証券売却益	176	
その他	2	
		178
特別損失		
固定資産除却損	9	
投資有価証券評価損	100	
その他	6	
		116
税引前当期純利益		7,753
法人税、住民税及び事業税	2,125	
法人税等調整額	320	
当期純利益		5,307

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 山 善
取締役会 御中

2024年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 賢重

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 晃広

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社山善の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社山善及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社 山 善
取締役会 御中

2024年5月13日

有限責任監査法人 トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 池田 賢重

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 前田 晃広

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社山善の2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月13日

株式会社 山 善 監査等委員会

常勤監査等委員 村 井 諭 ㊟

監査等委員 津 田 佳 典 ㊟

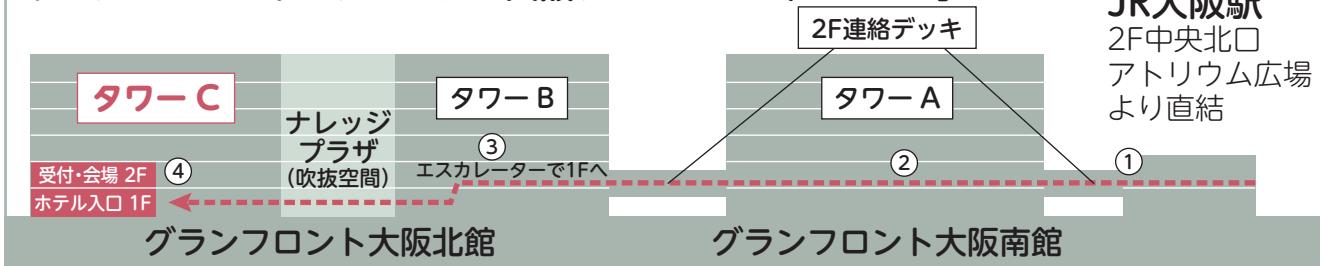
監査等委員 中 務 尚 子 ㊟

(注) 監査等委員 津田佳典及び中務尚子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

グランフロント大阪内 インターコンチネンタルホテル大阪への行き方

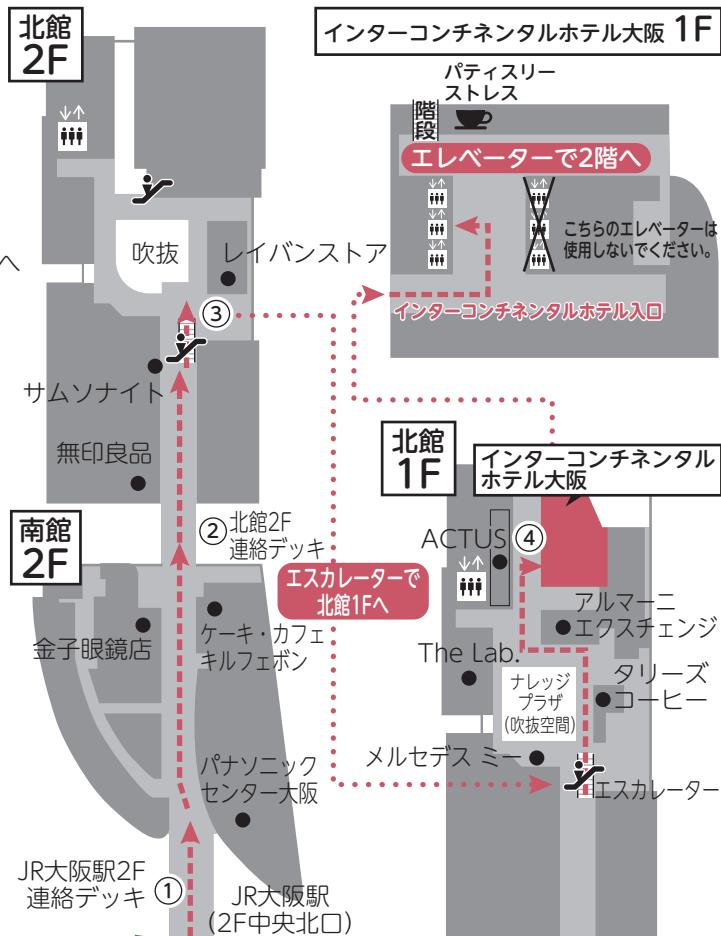
インターコンチネンタルホテル大阪タワー C 2F 「HINOKI」

JR大阪駅
2F中央北口
アトリウム広場
より直結



※株主総会会場は、グランフロント大阪北館タワーCにございます。
グランフロント大阪北館2階には、インターコンチネンタルホテル大阪への入口はございません。1階にホテル入口がございます。
※駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださるようお願い申し上げます。

- ① JR「大阪駅」（2F中央北口）より
連絡デッキを通りグランフロント大阪南館2Fへ
- ② 南館2Fを直進して、北館2F連絡デッキを通り北館へ
- ③ エスカレーターで1Fへ
- ④ インターコンチネンタルホテル大阪入口へ



株主総会 会場の ご案内



会場

大阪市北区
大深町3番60号

グランフロント大阪 北館 タワーC インターコンチネンタルホテル大阪 2F 「HINOKI」

※ 1Fのホテルフロント横のエレベーターより2Fへ行くことができます。
※ 開催場所が昨年とは異なります。ご来場の際は、お間違えのないようご注意ください。

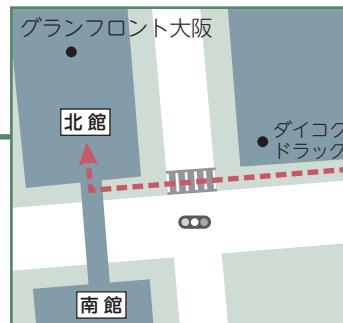


交通

- | | |
|-----------------------------|--------|
| A JR「大阪駅」(2F中央北口) | 徒歩約 7分 |
| B 阪急「大阪梅田駅」(茶屋町口) | 徒歩約 8分 |
| C 地下鉄御堂筋線「梅田駅」(5番出口) | 徒歩約 8分 |

阪神「大阪梅田駅」、地下鉄谷町線「東梅田駅」、地下鉄四つ橋線「西梅田駅」ともに地下道経由でJR大阪駅中央口(改札)方面へ。その後、案内に従って2F中央北口方面へお進みください。

グランフロント大阪 北館への行き方



駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

グランフロント大阪内のルートは前ページをご覧ください